平成２５年（フ）第１２６４号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目21番地21　クレスター101
破産者　林　　和子
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３６０号
横浜市金沢区六浦東１丁目30番23号
破産者　相川　伸作
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６９１号
横浜市旭区笹野台３丁目47番17号　サンハイム笹野台102号
破産者　下村　真史
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８８８号
横浜市中区新山下３丁目15番１―420号
破産者　太田　健弘
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７号
新潟県新発田市新栄町１丁目８番21号　アメニティハウスＳ　Ｂ棟101
破産者　野尻　澄子
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２０号
富山県下新川郡入善町入膳5754番地97、開始決定時の住所富山県黒部市釈迦堂1171番地５
破産者　山本　貞幸
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第４５８号
京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地４棟303、開始決定時の住所京都市南区壬生通八条下る東寺町586番地
破産者　斯波組こと　斯波　通泰
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
岡山県総社市地頭片山６番地３
破産者　守安　賢史
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２８９号
広島市安佐南区祇園１丁目11―19―302、住民票上の住所広島市安佐南区長束３丁目37番21号
破産者　松本　　博
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４５号
神奈川県相模原市南区相模台２丁目11番10号タウニィ相模台203、開始決定時の住所長崎県長崎市住吉台町７番34号アベニューレモン館103、旧住所長崎県長崎市豊洋台１丁目27番18号
破産者　川瀬　　誠
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
栃木県下都賀郡壬生町大字上田311番地６
破産者　藤井　　仁
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１７３号
福井市飯塚町第32号16番地
破産者　野坂　善一
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６６号
福井市灯明寺３丁目4003番地　ニュープリムローズＡ102号室、開始決定時の住所福井県坂井市春江町石仏第１号44番地１　ソレアード201号室
破産者　牧田　亮介
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
福井市城東４丁目５番２号
破産者　村中　壽一
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
福井県大野市大和町３番５号
破産者　山田　和弘
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３８５８号
大阪市北区豊崎５丁目４番９号
破産者　株式会社システム開発研究所
1　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
2　一般調査期日　平成26年５月19日午後３時
平成26年３月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０４２号
大阪府寝屋川市石津東町19番５―916号、開始決定時大阪府吹田市長野西15番１―503号
破産者　永田　祐二
1　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
2　一般調査期日　平成26年５月22日午後３時30分
平成26年３月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９９号
名古屋市守山区川上町102番地
破産者　中部コンクリートこと　森　　政義
1　破産債権の届出期間　平成26年４月14日まで
2　一般調査期日　平成26年６月10日午前10時40分
平成26年３月12日
名古屋地方裁判所民事第２部